

政策所管部局	官房秘書課，民事局，刑事局	評価実施主体	官房秘書課，民事局，刑事局
課題の内容	<p data-bbox="395 327 1509 398"><b>課題名</b> 法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る的確な立法作業）</p> <hr/> <p data-bbox="395 454 619 483"><b>1 課題・ニーズ</b></p> <p data-bbox="424 499 1509 656">現在，我が国は，新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり，自由かつ公正な経済社会を築き，世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため，国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。</p> <p data-bbox="424 672 1509 786">とりわけ，経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり，我が国の将来の決定的要素となるものである。</p> <p data-bbox="395 801 507 831"><b>2 目標</b></p> <p data-bbox="424 846 1509 1211">上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化を踏まえつつ，企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり，これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように，刑事基本法制を整備することが必要であり，これによって，事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠であり，これによって，透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。</p> <p data-bbox="424 1227 1509 1341">法務省では，このような観点から，平成13年度から5年程度の期間を目途として，集中的に，経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいるところであるが，その具体的内容は以下のとおりである。</p> <p data-bbox="424 1357 576 1386"><b>【民事関係】</b></p> <p data-bbox="477 1402 1509 1727">企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており，また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等を図ることにより，我が国の企業の競争力の強化を図るため，会社の機関のあり方，会社情報の適切な開示のあり方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p> <p data-bbox="477 1742 1509 1812">社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため、担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備する。</p> <p data-bbox="477 1827 1509 1942">速やかかつ合理的な破綻処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p> <p data-bbox="477 1957 1509 2072">司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要がある，その前提として，司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ，我が国の基本的な法令の中には，民</p>		

法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

#### 【刑事関係】

クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。

長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっているところ、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。

近年、企業活動に伴う様々な違反行為が跡を絶たず、その刑事責任の在り方が問われており、国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。

近年、コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大するとともに、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり、ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

### 3 具体的内容

(1) 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため、平成13年4月、内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強し、現在、約40名からなる民事刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

(2) 法整備の具体的内容

(・は平成14年5月31日現在で整備済みのもの、 は平成17年ころまでに整備予定のもの)

民事関係

ア 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し
- 株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し
- 条文について、平仮名・口語体とするための検討
- 利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し

イ 民法及びその関連法

- ・中間法人制度の創設
- 担保・執行法制、区分所有法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
- 民法典(第一編から第三編まで)を平仮名・口語体とする

	<p>ウ 倒産法 既に、整備を終了した民事再生法や外国倒産処理手続の承認援助に関する法律に引き続いて、会社更生法及び破産法等について、手続の簡素、合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し</p> <p>エ 民事訴訟法等 民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し</p> <p>刑事関係</p> <p>ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備 ・ 支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備 倒産犯罪等に関する罰則の整備 民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 企業の刑事責任の在り方の見直し 等</p> <p>イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備 ハイテク犯罪に対する罰則の整備 コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等</p>
<p><b>評価手法等</b></p>	<p>民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものであるとするためのものである。</p> <p>そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から5年程度の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが、今回は、平成13年度における立法作業の状況の説明を中心とする。</p>
<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>1 平成13年度における取組</b> 平成13年度については、 非公益かつ非営利目的の団体について、準則主義による法人格の取得を可能にするための新たな法人制度（中間法人制度）を創設し、その組織、運営その他必要な事項を定める中間法人法の制定 会社法制（商法）の大幅な見直しの一環として、(ア)会社の資金調達方法の改善を図るための株式制度の見直し、(イ)高度情報化社会に対応するための会社関係書類の電子化等を行う商法等の一部改正、 クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備する刑法の一部改正 を行った（詳細については別添「総合評価 立法作業シート」を参照）</p> <p><b>2 評価結果</b> （評価期間未了）</p>
<p><b>評価結果に基づく措置状況</b></p>	<p>評価期間が未了であることから、基本法制の整備について、平成14年度におけるこれまでの取組の状況を記載する。</p> <p>大規模株式会社について監督と執行を分離した委員会等設置会社制度の採用を可能とするほか、会社の機関係を中心として、経営手段の多様化、経営の合理化を図ること</p>

を可能とする商法等の一部を改正する法律が5月22日に可決成立した。

今後の予定

- ・ 強制執行を妨害する犯罪等について、平成14年9月3日の法制審議会に罰則整備のための諮問を行う予定であり、来年の通常国会への所要の法案提出を目途としている。
- ・ 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）にのっとり、民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点から、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的見直しのための所要の法案を来年の通常国会へ提出することを目途にした作業を行っているところである。
- ・ 社会・経済情勢の変化への対応等の観点及び権利実現の実効性をより一層高めるという観点から、担保・執行法制の見直しの作業を行っているところであり、所要の法案を来年の通常国会へ提出することを目途としている。

<b>備 考</b>	強制執行を妨害する犯罪等については、予定どおり本年9月3日に法制審議会に罰則整備のための諮問を行った。
------------	---

# 立法作業シート

立法所管部局

民事局

<p><b>法律名</b></p>	<p>中間法人法</p>
<p><b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b></p>	<p>公益を目的とする社団又は財団については、民法第34条の規定により、主務官庁の許可を得て、公益法人として法人格を取得することができるものとされている。その他、公益を目的とする団体の法人格取得を可能とする法制度として、私立学校法に基づく学校法人、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等の制度がある。</p> <p>他方、営利を目的とする社団については、商法又は有限会社法の規定により、株式会社、有限会社等の営利法人として法人格を取得することができるものとされている。</p> <p>しかし、公益を目的とせず、営利も目的としない中間的な団体（たとえば、同窓会、互助会等）については、各種の個別法（たとえば、農業協同組合法等）に規定があるにとどまり、法人格の取得を可能とする一般的な法人制度がなかった。そのため、法人格の取得ができない中間的な団体については、不動産の登記名義人になることができないという問題や、団体に関する規律が団体の自治や判例法に委ねられることとなるため、紛争が生じた場合には明確な基準によって解決することが困難な事態に至るという問題などが指摘されており、このような団体に適した法人制度（中間法人制度）を新たに創設すべき必要性は、古くから指摘されてきた。</p> <p>また、中間的な団体に対してまで公益法人として設立許可が与えられ、結果として、公益法人制度に対する社会的批判を招く状況に至っているのは、中間法人制度が存在せず、公益法人制度以外に法人格取得の道がないことに起因するとの指摘が、行政監察結果に基づく勧告、与党行政改革プロジェクトチームによる提言等においてなされており、公益法人の健全な発展に資する観点からも、中間法人制度の創設の必要性が指摘されていた。</p> <p>このようなことから、非公益かつ非営利目的の団体であっても法人格を取得することができる法人制度を創設することは、重要な課題となっていたものである。</p>
<p><b>立法の目的</b></p>	<p>非公益かつ非営利目的の団体について、準則主義（あらかじめ法律で定めた要件を満たせば、当然に法人格を付与するものとする立法主義）による法人格の取得を可能とするための新たな法人制度（中間法人制度）を創設し、その組織、運営その他必要な事項を定める。</p>
<p><b>立法による効果あるいは予想される効果</b></p>	<p>本法により、従来法人格を取得する道を閉ざされていた多くの団体に対してその道が開かれることになる。</p> <p>団体が法人格を取得すると、当該法人の名義により不動産を取得してその登記をすることや銀行口座を設けることが可能となるなど、その対外的な権利義務関係が明確になるし、また、団体の組織、運営に関する規律が法律上明らかになるため、団体内部の権利義務関係も明確になる。その結果、団体の構成員が団体の活動に参加し、団体の活動の結果により様々な利益を享受することが容易になり、また、団体と取引関係に立つ第三者の保護も図られることになる。</p> <p>このようなことから、本法制定による社会的影響は大きいものと考えられる。</p>
<p><b>具体的内容</b></p>	<p>(1) 中間法人法によって法人格を取得することができる団体</p>

- ・社員（法人の構成員）に共通する利益を図ることを目的とすること
- ・営利目的でないこと（社員への利益配当を目的としないこと）
- ・社団（人の集まりである団体）であること

以上の要件を満たす団体である。

何らかの活動を行うために任意に結成される社団であれば、営利目的であるものを除き、通常は、これらの要件を満たし、中間法人として法人格を取得することができる。

したがって、非営利目的の様々な団体がこの法律によって法人格を取得することが可能となる。

（２）法人格取得の要件等

定款の作成などの法律が定める手続をとり、設立の登記をすることにより法人が成立する。その他の公的機関による関与についても、有限会社等に対するものと同程度のものである。

このように、法人の設立や運営等に関して、公的機関による関与は必要最小限にとどめられており、構成員たる社員の自治に委ねられていることから、社員による自由かつ自律的な活動が可能となる。

（３）中間法人の種類

社員が法人の債権者に対して法人の債務を支払う責任を負わない有限責任中間法人（設立、社員の地位、運営等についてはおおむね有限会社に準じた規律である。）と、社員が法人の債権者に対して法人の債務を支払う責任を負う無限責任中間法人（設立、社員の地位、運営等については概ね合名会社に準じた規律である。）との２つの種類がある。

このように２つの種類の法人を設けることによって、様々な団体（例えば、社員数が多数の団体から少数の団体まで）がその団体にふさわしい規律の法人を設立することが可能となる。

**立法作業の状況**

法務省では、平成８年１０月、民事局内に、法人制度研究会を設け、営利法人への転換に関する問題を含む現行の公益法人制度の問題点や、中間法人制度を創設する場合に生じる法的な問題についての検討を開始した。同研究会における中間法人制度に関する検討の結果については、平成１１年９月、報告書としてとりまとめられた。

この報告書を受け、同月、法制審議会において審議が開始され、平成１２年３月、同審議会の民法部会において「中間法人（仮称）制度の創設に関する要綱中間試案（以下「中間試案」という））が取りまとめられ、公表された。

中間試案については、関係各界に対し意見照会がされ、同年９月から、中間試案に対して寄せられた意見等を踏まえた検討が再開され、平成１３年２月１６日に開催された法制審議会において「共同法人（仮称）制度の創設に関する要綱」が採択され、法務大臣に答申された。

法制審議会の答申に基づき、法務省において「中間法人法案」の立案作業が進められ、同法案は、平成１３年３月１３日、閣議決定の上、第１５１回国会に提出された。同法案は、同年５月２９日衆議院法務委員会において、同月３１日同院本会議において、それぞれ全会一致で可決された。また、同年６月７日参議院法務委員会において全会一致で可決され、さらに、同月８日同院本会議においても全会一致で可決され、成立した。

中間法人法は、平成１４年４月１日に施行された。

# 立法作業シート

立法所管部局	民事局
--------	-----

法律名	商法の一部改正
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>企業の資金調達手段における間接金融から直接金融への移行，新規企業における資金調達の需要の増大，株式等の証券に係る店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められる中で，株式，社債，コマーシャル・ペーパー等について，資金調達の円滑化，流通性の確保，投資家の保護等の観点から，制度の見直しが求められてきた。</p> <p>また，コンピュータ・ネットワークの整備，IT革命と呼ばれる情報技術の革新等により，経済社会の高度情報化が急速に進展する中で，株主総会の運営，株主の議決権の行使，株主総会議事録等会社関係書類の保存，会社情報の開示等について，高度情報化に対応した効率的かつ確実な方法が求められてきた。</p>
立法の目的	<p>会社法制（商法）の大幅な見直しの一環として，会社の資金調達方法の改善を図るための株式制度の見直し，高度情報化社会に対応するための会社関係書類の電子化に係る法制度の整備等を行う。</p>
立法による効果あるいは予想される効果	<p>同法により，会社の資金調達の需要が拡大し，その方法が多様化している現状の下で，会社の円滑な資金調達が可能になり，また，新株発行に関する規制の緩和や種類株式の内容の拡大，新株予約権制度の創設等の株式制度の見直しにより，新規企業の育成がより促進されることとなると予想される。実際にも，ダイエーや日鉄商事などの経営再建に際して新たに認められた新型の種類株式が用いられる旨が報道されており，また，伊藤園が役員賞与・退職慰労金をすべて廃止し，ストック・オプション（新株予約権）に切り替えるなど，同法によって内容が拡大された種類株式及び新株予約権の利用は着実に拡大している。</p> <p>また，同法によって認められた会社関係書類の電子化等により，会社がその作成する書類を電磁的記録で作成し，株主が議決権を電磁的方法により行使すること等が可能となり，会社運営の合理化が図られ，株主の権利行使の機会がより一層に確保されると考えられる。</p> <p>実際にも，既に高島屋，ソニー，NTTドコモ，富士通などがその定時株主総会において電磁的方法による株主の議決権行使を認め，株主の利便性の増大等の成果が上がっているところである。</p>
具体的内容	<p>(1) 株式制度の見直し</p> <p>新株予約権制度の新設</p> <p>ア 新株予約権の発行</p> <p>新株予約権とは，会社が発行する株式をあらかじめ定めた価格で取得することができる権利で，改正前の新株引受権付社債の新株引受権がこれに相当する。これまで，新株引受権付社債として，社債との組合せでなければ発行できないとされていたが，会社の資金調達手段の多様化を図るため，新株予約権の単独発行を認めることとし，その発行等の手続を整備した。</p> <p>イ スtock・オプション制度の改善</p>

	<p>ストック・オプションについて、次のような改善を行った。</p> <p>(7) 各別に置かれていたストックオプションの規定を、新株予約権の有利発行として整理</p> <p>(イ) 付与対象者の制限（自社の取締役又は使用人に限る）の撤廃</p> <p>(ウ) 株主総会の決議事項の簡素化（付与対象者の氏名等の決議を不要とする等）</p> <p>(エ) 付与できる株式数の制限（10分の1）の撤廃</p> <p>(オ) 権利行使期間の制限（10年間）の撤廃</p> <p>ウ 株式交換等における規定の整備</p> <p>株式交換・株式移転に際して、完全子会社となる会社において新株予約権が発行されていた場合に、完全親会社となる会社へその新株予約権に係る義務の承継を認めることとし、株式交換・株式移転の実効性を確保することとした。</p> <p>エ 転換社債及び新株引受権付社債の規定の整理</p> <p>新株予約権の単独発行を認めることに伴い、規定の整理を行った。</p> <p>種類株式制度の見直し</p> <p>ア 種類株式制度の弾力化</p> <p>議決権を行使できる事項につき内容の異なる種類の株式の発行を認める等、会社の判断で株式の内容を定めることができる範囲を広げた。</p> <p>イ 種類株主総会の開催基準の弾力化</p> <p>定款により、一定の事項（営業譲渡、利益処分等）について、種類株主総会の決議を要することを定めることができることとした。</p> <p>ウ 強制転換条項付株式</p> <p>定款で転換の事由、条件等を定めておくことにより、会社側からある種類の株式から他の種類の株式へ強制転換することができる強制転換条項付株式を発行することを認めた。</p> <p>新株発行規制の見直し</p> <p>株主総会における新株の有利発行の決議の有効期間を延長する等、新株の発行に関する規制を緩和し、会社の資金調達を円滑化を図った。</p> <p>(2) 会社関係書類の電子化等</p> <p>会社関係書類の電子化</p> <p>定款や貸借対照表等の会社関係書類を電磁的記録により作成することができることを明定し、規定について整備した。</p> <p>会社・株主間における通知等の電子化</p> <p>株主総会の招集通知等について、インターネット等を利用した電磁的方法により行うことができることとした。</p> <p>株主総会における議決権行使の電子化等</p> <p>株主総会における株主の議決権行使について、書面投票制度及び電子投票制度を採用することができることとした。</p> <p>(3) 貸借対照表の公開方法</p> <p>会社は、取締役会の決議をもって、貸借対照表又はその要旨の公告に代えて、貸借対照表の内容を、5年間、インターネットを利用した電磁的方法により開示する措置をとることができることとした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成13年1月、法務大臣から、法制審議会に対して、会社法制の見直しを行い、商法改正の要綱を示すように諮問がされた。</p> <p>諮問を受けた法制審議会は、同年4月、要綱の中間試案を取りまとめ、関係機関、団体</p>

等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求め、寄せられた意見を踏まえ、最終的な要綱の取りまとめのための審議を行い、同年9月、本法案のための要綱を取りまとめ、法務大臣に答申した。

同法案は、閣議決定の上、第153回国会（臨時会）に提出され、国会での審議・採決を経て、平成13年11月28日、平成13年法律第128号として公布された（施行は平成14年4月1日）。

# 立法作業シート

		立法所管部局	刑事局
法律名	刑法の一部改正		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>クレジットカード、プリペイドカードなど、コンピュータ処理のための電磁的記録を不可欠の構成要素とする支払用カードは、広く国民の間に普及し、今日では、通貨、有価証券に準ずる社会的機能を有するに至っている。近時、これら支払用カードの電磁的記録の情報を不正に取得してカードを偽造するなどの犯罪が急増しており、国際的な規模で、また、組織的に敢行されることも少なくない現状にあった。</p> <p>ところが、改正前の刑法の規定においては、このような偽造カードの所持やカードの電磁的記録の情報の不正取得などの行為が犯罪化されておらず、この種事犯に対し適切な処罰を行うことが困難な状況にあるほか、その現に果たしている社会的機能の共通性にもかかわらず、適用される条項はカードの種類によって区々であり、その内容も有価証券等に関する罰則との均衡を欠くに至っているなど、これら支払用カードに対する不正行為に的確に対応できる法整備が必要となっていた。</p>		
立法の目的	<p>クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備する。</p>		
立法による効果あるいは予想される効果	<p>本法律の施行により、支払用カードに対する犯罪に的確に対応することが可能となり、同カードに対する社会的信頼の確保が図られることとなった。</p>		
具体的内容	<p>(1) 支払用カード電磁的記録の不正作出等</p> <p>クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録（預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録も同様）につき、その不正作出、供用、譲渡し、貸渡し、輸入及び所持を処罰する。</p> <p>法定刑は、不正作出、供用、譲渡し、貸渡し及び輸入については10年以下の懲役又は100万円以下の罰金とし、所持については5年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。</p> <p>(2) 支払用カード電磁的記録不正作出の準備</p> <p>支払用カード電磁的記録不正作出の用に供する目的とする上記電磁的記録の情報の取得、提供、保管及び器械・原料の準備を処罰する。</p> <p>法定刑は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。</p> <p>(3) その他</p> <p>国外犯処罰規定等を整備する。</p>		
立法作業の状況	<p>平成12年9月8日、法務大臣から法制審議会に対し、「近時における支払用カードの偽造等に係る犯罪の実情にかんがみ、早急に、この種の犯罪に対処するため刑法を改正する必要がある」旨の諮問が発出され、12月18日、これに対する法制審議会答申を得た</p>		

上，平成13年3月2日，本法律案を閣議決定を経て国会に提出した。本法律案は5月30日，参議院本会議において可決後，6月26日に衆議院本会議において可決されて成立し，7月4日，法律第97号として公布され，同月24日から施行された。

(参考)

## 「経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備」に係る要請

「経済構造の変革と創造のための行動計画」(平成9年5月閣議決定)

### 企業の創造的な経済活動と新規産業創出を促進するための環境整備

#### 【基本的な考え方】

会社法制の整備を含む民事・刑事の基本法制について、平成17年までに、大競争時代の到来など時代の変化に即応した、企業等の経済活動を支えるにふさわしいものとするための整備を図るべく時限的に特別の体制を整え、集中的に取り組む。

「日本新生のための新発展政策」(平成12年10月19日経済対策閣僚会議決定)

### 第2部 具体的施策

#### ・産業新生のための事業環境整備

#### 1. ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備

##### (1) 企業法制の見直し

・株主総会運営等におけるITの活用のための措置(前掲)及びストックオプション制度の機動的効果的な活用のための付与対象者の制限や付与上限規制の見直しについて、平成14年の株主総会で実行できるよう商法の改正案を国会に提出する。

・株主総会と取締役会の権限配分の見直し、総資産額規制及び出資単位規制の見直し等を含む商法の抜本的改正について、平成14年の通常国会までに遅滞なく法改正を図るべく総合的な検討を進める。

#### 4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化

##### (3) CPのペーパーレス化等

・CPのペーパーレス化のための法案を時期通常国会に提出する。株式、社債等各有価証券について決済の迅速化の早期実現を図るとともに、統一的なシステムでの決済を可能とするための法的整備を行う。

#### 5. 債権流動化の促進等

(略)

過剰債務を抱える企業の債務削減等による早期再建や迅速な精算が可能となるよう環境の更なる整備を図る。そのため、本年4月より民事再生法が施行されたが、今後、倒産法制の更なる改善に向けた検討に迅速に着手する。

(略)

## 「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)

### (総論)

行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

### (各論)

#### 規制改革の推進

#### 新たな3か年計画の策定

#### キ 民事・刑事の基本法制

社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成17年度を目途に完了させる。

## 「e-Japan重点計画」(平成13年3月29日IT戦略本部決定)

### 4. 電子商取引等の促進

#### (3) 具体的施策

#### 1. 規制の見直し

#### イ) 商法の見直し

株主総会の招集通知、議決権行使等についてインターネットの利用が2002年の株主総会で可能となるよう所要の商法改正を行うことにより、株主総会開催のコスト削減、株主による議決権行使の円滑化等を図る。

また、株主総会と取締役会の権限配分の見直し、純資産額規制及び出資単位規制の見直し、トラッキング・ストック(部門・子会社業績連動配当型株式)の発行のための制度整備等を含む商法の抜本改正を2002年の通常国会までに行うことにより、企業が迅速・機動的な意思決定、多様な資金調達等ができるようにする。

## 国民的基盤の確立

### 第2 国民的基盤の確立のための条件整備

#### 1. 分かりやすい司法の実現

**基本法制の改正の早期実現に期待するとともに、司法の運用もまた国民の視点に立った分かりやすいものとする配慮がなされることが望まれる。**

我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、依然として片仮名文語体や現代社会に適應しない用語を交えたもの、枝番号や条文引用の方法が著しく煩雑で不親切なものなどがあり、法律専門家以外には容易に理解できないものとなっている。分かりやすい司法を実現するためには、司法判断の基礎となる法令(ルール)の内容自体を、国民にとって分かりやすいものとしなければならない。とりわけ基本的な法令は、広く国民や内外の利用者にとって、裁判規範としてのみならず行為規範としても、可能な限り分かりやすく、一般にも参照が容易で、予測可能性が高く、内外の社会経済情勢に即した適切なものとするべきである。国民の家庭内紛争事件に関わる人事訴訟手続法についても、また同様である。

現在、法務省を中心にいわゆる基本法制を始めとする諸法令の改正のための法案作成作業が進められているところであるが、こうした基本法制の整備は、国会・行政を含め国を挙げて取り組むべき課題であり、当審議会としても、基本法制の改正が早期に実現されることを期待する。

「e-Japan2002プログラム」(平成13年6月26日IT戦略本部決定)

・分野別施策

3. 電子商取引等の促進

(1) 規制の見直し

会社関係書類の電子化, インターネットを利用した電子公告の制度の導入等に関する商法改正のほか, 電子商取引等を阻害する規制について, 必要な見直しを行う。

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針について」(平成13年6月26日閣議決定)

第1章 構造改革と経済の活性化

3. 経済の再生

(4) 規制改革のみならず制度改革に踏み込む

経済法制については, 現在商法の抜本改正が検討されているが, 我が国の競争力の向上に結びつくように, 民間事業者の意見も十分に踏まえた改正が行われることが期待される。また, 社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し, 国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について, 抜本的に見直す。

## 「改革工程表」(平成13年9月21日経済財政諮問会議了承)

### 1. 不良債権処理

- ・平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く)を提出する。
- ・関係府省の協力を得ることにより,当初の予定を繰り上げ,平成15年中を目途に破産法,会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。

### 3. 科学技術・ベンチャー

- ・商法改正により,ストックオプション制度について,付与対象事業者の拡大,付与上限の撤廃,決議事項の簡素化等の弾力化を行う。

### 4. IT

- ・インターネットによる株主総会の招集通知,会社関係書類の電子化,計算書類の開示の電子化を可能とするために,法案を提出する。

### 7. 司法制度・経済法制

- ・会社法制の整備のため,商法改正法案(株主総会のIT化,ストックオプション制度改善)を提出する。
- ・会社法制の抜本の見直しのため,商法改正法案(会社の機関,計算,株式等)を提出する。
- ・平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く。)を提出する。
- ・当初の予定を繰り上げ,平成14年秋の臨時国会に建物区分所有法の改正法案を提出する。
- ・平成15年の通常国会までに民事執行手続関連法の改正法案を提出する。
- ・関係府省の協力を得ることにより,当初の予定を繰り上げ,平成15年中を目途に破産法,会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。

### 9. 証券市場の構造改革

- ・ペーパーレス化・決済期間短縮化のため,社債,国債等の証券決済システムについて,振替制度を創設するための所要の法案を遅くとも次期通常国会に提出する。

### 19. 規制改革(都市再生)

- ・抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について,現行短期貸借制度の廃止を基本とする検討を含めた見直しを行い,改正に向けた試案を公表。
- ・抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法

「改革先行プログラム」(平成13年10月26日経済対策閣僚会議決定)

**第1章 具体的施策**

**1. 経済を活性化し，新産業・チャレンジャー，雇用を生み出す制度改革・環境整備**

**(1) 規制改革等の積極的推進**

**生活者向けサービス分野**

**へ 都市再生**

- ・ 現行短期賃貸借制度の廃止を基本とした見直しによる担保法制等の改正に向けた試案の公表（パブリックコメントを経て14年度中には法改正）
- ・ マンション建替えの事業を円滑化するための法制度の創設（区分所有権等を建替え後の建物に円滑に移行するための措置，建替えの主体への法人格の付与等）
- ・ 建替え要件見直し等区分所有法の改正に向けた試案の公表（パブリックコメントを経て14年秋までには改正法案を作成）

**(2) 証券市場・金融システムの構造改革**

**証券市場の構造改革**

- ・ 公社債等のペーパーレス化の実現をはじめとする証券決済システム改革に係る法案を，遅くとも次期通常国会へ提出する

政策所管部局	官房秘書課，公安調査庁	評価実施主体	官房秘書課，公安調査庁
課題の内容	<p data-bbox="395 327 724 356"><b>課題名</b> オウム真理教対策</p> <hr/> <p data-bbox="403 412 619 441"><b>1 課題・ニーズ</b></p> <p data-bbox="424 456 1506 613">オウム真理教（以下「教団」という。）は、いわゆる地下鉄サリン事件等の無差別大量殺人行為を行った団体であり、現在もその属性として無差別大量殺人行為を行う危険な要素を保持していると認められることから、これを放置すれば、再び無差別大量殺人行為に及び、公共の安全を著しく害することとなるおそれがある。</p> <p data-bbox="424 629 1506 999">したがって、教団については、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分によってその活動状況を明らかにし、教団が再び無差別大量殺人行為その他の公共の安全を害するような行為に及ぶ危険な性格を強めることを防止するとともに、再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が増大するなどした場合には、適時に、団体規制法に基づく再発防止処分などの措置を講じることができるように、その活動状況を継続して正確に把握することが公共の安全の確保のために不可欠である。また、これは、国民の多くが教団が再び無差別大量殺人行為に及ぶこととなるのではないかという不安感を抱いているところ、その解消・緩和のためにも必要な措置である。</p> <p data-bbox="453 1014 1506 1171">再発防止処分：団体規制法は、過去に無差別大量殺人行為を行い、かつ現在も危険な要素を保持している団体について、再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が増大した場合には、当該団体の一定の活動を一時的に停止させる処分を行うことができることとしている。</p> <p data-bbox="424 1187 1506 1384">さらに、社会復帰を希望する教団の信者及び元信者が円滑に社会復帰し教団に戻るできないようにサポートする環境を整備することも極めて重要であるが、教団の信者・元信者は、いわゆるマインドコントロールを受けるなど特殊な精神状態にあることが多いため、精神医学的及び心理学的な観点からの専門的対応が不可欠であり、そのような対応が可能となる体制・環境の整備が必要である。</p> <p data-bbox="403 1400 507 1429"><b>2 目標</b></p> <p data-bbox="403 1444 1506 1812">(1) 上記のとおり、教団については、その活動状況を継続して明らかにする必要があるため、公安審査委員会は、平成12年1月、団体規制法に基づき、教団に対し、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）を行った。これを受けて、公安調査庁では、同法に基づき、教団の組織や活動について調査を進めるとともに、定期的に、教団から、役職員及び構成員の氏名・住所等、教団の活動の用に供されている土地・建物の所在や用途等について報告を受けてきたが、活動状況の全容を詳細かつ具体的に明らかにするためには、教団が所有し又は管理する土地・建物に立ち入り、設備、帳簿書類その他必要な物件の検査（立入検査）を行う必要がある。</p> <p data-bbox="403 1827 1506 2069">(2) 教団については、各種の違法行為に及ぶおそれが認められ、その施設が所在するなど教団と関係がある地方公共団体にあっても、教団に対し、その地域の安全を確保するための措置を講じる必要が生じることが考えられる。また、上記のとおり、教団の活動状況の把握は、国民が教団に対して抱いている不安感の解消のためにも必要であるところ、その観点からも、教団と関係がある地方公共団体にあっては、教団の活動状況の実態などについての情報を必要とするものと考えられる。</p>		

	<p>そのため、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、関係する地方公共団体に対し、その必要とする教団の活動状況に関する情報を適切に提供する必要がある。</p> <p>(3) 教団の信者・元信者を円滑に社会復帰させるためには、信者等に対する矯正施設での処遇や保護観察、法務局・地方法務局の人権擁護部門での信者等やその家族等からの相談などにおいて、信者等の特殊な精神状態を適切に踏まえた対応を行うことができる体制・環境を整備するほか、広く、信者等と社会生活上の関係を有することとなる国民にも信者等の精神状態を踏まえた適切な対応の方法を周知する必要がある。そのため、信者等の精神状態や信者等に対する適切な対応の方法について、精神医学的及び心理学的な観点から専門的研究を行い、その結果に関する情報を、矯正施設・更生保護官署、人権擁護部門の職員に提供するほか、信者等との適切な対応のために情報を必要としている国民に周知するなどし、信者等の円滑な社会復帰を支えるための基盤を整える必要がある。</p>
<p><b>評価手法等</b></p>	<p>教団対策の目的は、教団が再び無差別大量殺人行為を行うことがないように、その危険性が小さくなる措置を講じることによって、国民生活の平穏を含む公共の安全を確保することにあり、最終的な評価は、教団の危険性がなくなるか極めて小さくなった将来の時点において行うべきものである。</p> <p>この報告書では、これまでに講じてきた施策による現時点での教団対策の成果を評価するが、具体的には、教団の活動状況の実態を把握することによって教団が再び無差別大量殺人行為その他の公共の安全を害するような行為を繰り返す危険性の抑止にどのような効果があったか、地方公共団体に対しその必要とする教団の活動状況に関する情報を適切に提供してきたか、教団の信者・元信者の円滑な社会復帰の支援に資する専門的研究の成果を適切に関係施設の職員に提供したかなどの観点から、教団対策の施策の成果を総合的に評価する。</p>
<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>1 平成13年度までの取組</b></p> <p>(1) 公安調査庁は、観察処分決定直後の平成12年2月から同14年3月までの間に教団の組織と活動実態の解明のため、その内部状況が明らかになっていない施設を中心に、合計30回、延べ70か所(実数51か所)に対して立入検査を実施すると同時に、教団から9回の報告徴取を行った。また、地方公共団体からの要請に応じて観察処分により得られた情報を提供した実績は、32自治体に対して130件(平成13年度は、18自治体に対し提供件数46件)である。</p> <p>(2) 平成12年1月、内閣官房に設置された「オウム真理教対策関係省庁連絡会議」の申合せを踏まえ、警察庁、厚生省(当時)及び当省は、精神医学・心理学の専門家に、教団の信者・元信者の社会復帰を支援するための措置を講ずる上で必要な専門的、技術的研究を依頼した。</p> <p>これを受けて、精神医学・心理学分野の専門家6名から成る「特定集団からの離脱者に対する精神医学的・心理学的支援の在り方についての研究会」が設置され、同研究会においては、同年12月、報告書がとりまとめられた。</p> <p>当省では、これを、法務局・地方法務局の人権擁護部門、地方更生保護委員会、保護観察所並びに行刑施設、少年院及び少年鑑別所等に合計約300部配布し、職員が教団の信者等の特殊な精神状態を踏まえ適切な対応を行うことができる体制を整えた。</p> <p>また、当省では、この報告書を報道機関に公表した上、国民からの要請があった場合には、その都度、これを交付し、教団の信者等との適切な対応を行うための情報を</p>

必要としている国民がその情報を利用できる環境を整えた。

## 2 評価結果

(1) 立入検査は、教団の組織と活動実態解明のために必要と認められる施設について実施してきた。また、立会人を粘り強く説得するなどして、施設内の細部にわたり、多いところでは160人弱の人員を動員し、長いところでは延べ60時間にも及び徹底した立入検査を実施したことにより、これらの施設内において、麻原彰晃こと松本智津夫の説く教えを内容とする文書やビデオテープ、教団が回収を指示したと公表している説法集「尊師ファイナルスピーチ」等を発見したり、部屋の天井裏や二重底に改造された流し台の内側に隠匿されていたパソコンのハードディスクや文書などを発見した。これによって、教団の活動状況の実態の一部を相当正確に把握したものであることができる。それとともに、現在でも、地下鉄サリン事件などの無差別大量殺人事件の首謀者である麻原が教団の活動に影響力を有していること、教団が殺人をも勧める綱領を保持していることなど、教団が依然として危険な要素を有していることを明らかにすることができた。したがって、教団については、今後も観察処分を継続する必要がある。

他方、観察処分の実施以降、教団は拠点施設から撤退したり、公然と信者の勧誘を行うことや危険な教義の実現に向けた準備行為を控えざるを得ない状況にあり、観察処分の実施は、教団の量的拡大や危険性を強めることの抑止となったものと評価することができる。

また、観察処分決定以降の動きをみるに、教団は、教団施設の近隣住民との融和策（例；施設公開）をとったり、地下鉄サリン事件の被害者に対する損害賠償の残額約40億円の支払いを約束し、年1億円ずつの弁済を開始する等の副次的効果も生じている。

(2) 上記のとおり、地方公共団体の長から観察処分による調査結果に係る情報の提供の請求があった場合には、個人の秘密又は公共安全を害するおそれがあると認める事項を除き、請求のあったすべての自治体に対して請求事項を提供してきたところであり、多くの地方公共団体は、「高く評価している」、「参考になった」と肯定的に受け止め、中には「市民に安心感を与えることができた」との積極的な評価を行う自治体もあることから、地方公共団体が必要とする情報は、おおむね、適切に提供してきたということができる。さらに、地方公共団体の中には、現に、情報提供に基づき、消防法に基づく立入検査を行うなどの対策を講じたところもあるのであって、地方公共団体への情報提供による公共安全の確保にも相当の成果があったということができる。

(3) 上記のとおり、「特定集団からの離脱者に対する精神医学的・心理学的支援の在り方についての研究会」の報告書を関係部局に広く配布したところであり、教団の信者等に対する矯正処遇などにおいて、それらの者の特殊な精神状態に応じた適切な対応を可能とする体制・環境が整備されたということができ、また、教団の信者等との適切な対応を行うために必要な情報を必要としている国民にも、この報告書を提供して必要な情報を利用できる環境を整えたところであり、徐々に信者等の円滑な社会復帰を支えるための環境が整ってきているということができる。

評価結果に基づく措置状況

### 1 措置内容及び時期

教団に対する3年間の観察処分は、平成15年1月末をもってその期間が満了となるが、公安調査庁では、教団の体質に変化がなく、依然として危険な要素を有していること認められることから、観察処分の期間更新が必要と考えており、そのための証拠の収集

・整備に向けて引き続き日常的に十分な調査を尽くす。また、諸外国における教団の動向を把握するため、関係機関に職員を派遣し、情報交換を行うことも必要と考えている。そのため、平成15年度予算概算要求において、立入検査旅費、オウム情報連絡旅費及びオウム真理教調査の充実強化経費等の要求を行っている。

## 2 今後の予定

教団に対する観察処分の期間更新請求に必要な証拠の整備に万全を尽くすこととし、必要な際には担当部門以外からも職員を動員するなどして調査・立入検査に全力で取り組む。観察処分期間の更新請求が認められた場合には、引き続き教団の活動状況を明らかにするための調査を尽くす。

## 3 その他

教団は、来年1月末に満了となる観察処分の期間更新を回避するために、教団施設の公開や上祐史浩の教団代表就任を通じ、「透明性」をアピールし、麻原彰晃の影響力を否定している。しかし、裏面では、麻原が伝授した修行方法を相次いで復活させたり、教団に対する立入検査では検査対象物を組織的に隠匿している事案が確認されている。また、教団の施設としての報告をせずに、都内及び栃木県内の施設を修行場あるいは重要な物件の保管場所として組織的に運営している事案も明らかになっているなど、麻原を絶対視する教団の本質や閉鎖的かつ欺瞞的体質に変化は見られない。

教団は、これまでの観察処分において、被害者補償に応じるようになったなどの事実はあるが、上記のとおり危険性はいまだに払拭されていない。

備 考